

# 固定資産税・相続税等の負担軽減を求める要望書

平成十九年地価公示価格は、平成三年以来十六年ぶりにわずかに上昇しました。これは地方圏の下落分を三大都市圏などの上昇分が押し上げた結果であります。すでに東京都下においては、平成十八年から上昇に転じており、特に中央区では、全地域で前年を上回り顕著な上昇傾向を示しております。

固定資産税の評価額は、平成六年度に地価公示価格の七割程度に引き上げられているため、地価上昇傾向に転じた現在、区民負担がますます重くなる懸念があります。東京都条例に基づく一律減額制度により、負担水準が六十五パーセントまで引き下げられたとはいえ、厳しい状況であることには変わりありません。

相続税についても、平成六年度以降小規模宅地に係る軽減措置や相続時精算課税制度の導入などが行われましたが、未だ抜本的な改正には着手されず、依然重い負担となっております。相続発生数に対する課税される相続人の割合は、地価が上昇傾向にある中央区では、全国平均を大きく上回るばかりでなく全国的な微減傾向とは反対に増加傾向にあります。また、平成十九年十一月に出された政府税制調査会の答申では、「相続財産に適切な負担を求め、相続税の有する資産再配分機能等の回復を図る」としており、今後の議論によっては、さらなる区民負担への影響も懸念されます。

このように両税の重い負担が続く中、生涯を通じていきいきと安心して生活し、仕事を続け、次代を担う子どもたちに明るい未来を託したいと願う区民の声には切実なものがあります。区民の願いを実現するとともに、日本の商業・経済活動の中核を担う都心部が、活力ある経済活動の牽引役を果たしていくためには、固定資産税・相続税に関する税負担の適正化が必要不可欠であります。

私たちは、固定資産税・相続税が、都心中央区に住み働く区民と事業者が負担している実態に即して、納税者が納得できる負担水準となるよう、左記事項について強く要望します。

## 記

一、固定資産税について、土地に対する評価額の引下げや収益還元法を含めた評価方法を導入するなど、現行制度の抜本的な改革を図り、地価と税負担の関係を明確にすること及び条例による一律減額制度を時限措置でなく、恒久的制度として位置づけること。

一、相続税について、居住・事業継続に最低限必要な小規模宅地等を非課税とするとともに、さらなる税率の引下げ等の緩和措置をとるほか、制度の見直しに当たっては、都心における居住及び事業継続性確保も視野に入れ、税負担の実態を十分に踏まえること。

平成十九年十二月十三日

中央区長 矢田美英

中央区議会議員 鈴木久雄